特集２

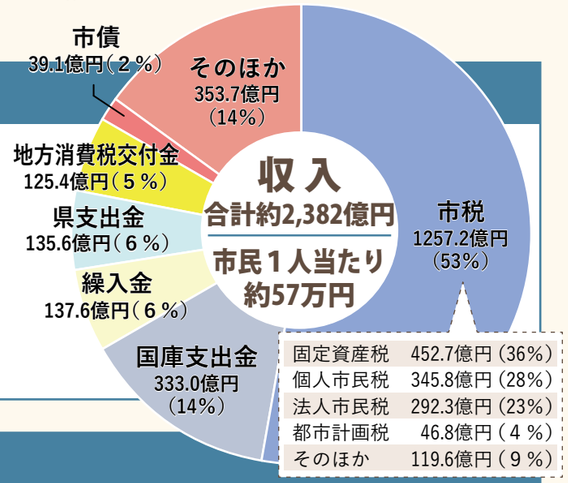
令和７年度決算報告
市の収入と支出

９月市議会定例会で昨年度の決算が承認されました。市民の皆さんや事業所により納められた税金などが、どのように使われたのかをお知らせします。

問 財政課（☎34・6614、FAX32・9479、✉zaisei@city.toyota.aichi.jp）

収入（市に入ったお金）

市税	市民の皆さんや事業所などが納めるお金
国庫支出金	使い道が決められている国から入るお金
繰入金	基金（貯金）を取り崩すお金
県支出金	使い道が決められている県から入るお金
地方消費税交付金	地方消費税のうち県から配分されるお金
市債	国や銀行などから借りるお金
そのほか	前年度からの繰越金や手数料など



固定資産税	452.7億円	（36%）
個人市民税	345.8億円	（28%）
法人市民税	292.3億円	（23%）
都市計画税	46.8億円	（４%）
そのほか	119.6億円	（９%）

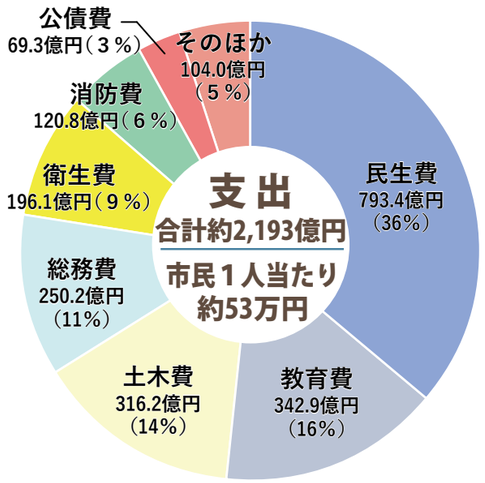
支出（市が使ったお金）

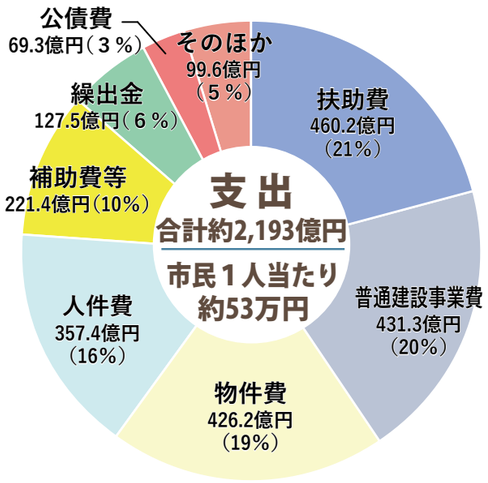
■目的別

民生費	高齢者や障がいのある人、子育てなどを支えるためのお金
教育費	学校整備やスポーツ・文化などを盛んにするためのお金
土木費	道路や公園などを整備するためのお金
総務費	地域振興や庁舎管理、選挙などのお金
衛生費	病気の予防、ごみ処理や環境を守るためのお金
消防費	災害対策、被害軽減などのためのお金
公債費	市債（借入金）を返すためのお金
そのほか	商工費、農林水産業費など

■性質別

扶助費	児童手当、生活保護費など
普通建設事業費	道路や建物の建設費など
物件費	施設の管理運営費など
人件費	職員の給与など
補助費等	補助金など
繰出金	特別会計などへの補てん
公債費	市債の元利償還金など
そのほか	基金への積立金など





※令和７年度末における人口41万4,394人をもとに算出しています

豊田市の財政状況

実質収支は70億円の黒字
（前年度比11億円の減）

※実質収支＝収入総額－支出総額－翌年度へ繰り越すべき額

目的のある収入の使い道

都市計画税　46.8億円

●都心整備・区画整理事業	4.3億円
●街路事業・公園整備	15.9億円
●下水道事業への出資金など	3.6億円
●都市計画総務費	2.4億円
●市債の償還（元金）	20.6億円

地方消費税交付金 社会保障財源分　66.5億円

●社会福祉（子ども医療助成費など）	36.1億円
●社会保険（介護保険事業特別会計繰出金など）	22.5億円
●保健衛生（定期予防接種費など）	7.9億円

森林環境譲与税　2.2億円

●林業費（間伐促進費補助金など）	2.1億円
●小中学校費（管理備品整備費）	0.1億円

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行う場合に、一般会計と区別して設置する会計です。その特定の収入をもって特定の支出に充てます。

国民健康保険、介護保険、土地区画整理など10会計

収入総額	746.5億円	支出総額	722.0億円

企業会計

企業会計とは、独立採算制を原則とする企業経営色の強い事業の会計です。

水道事業会計と下水道事業会計の２会計

水道	収益的	収入	121.9億円
		支出	114.0億円
	資本的	収入	22.7億円
		支出	60.3億円
下水道	収益的	収入	89.5億円
		支出	84.2億円
	資本的	収入	28.6億円
		支出	64.4億円

※資本的収支不足額は、内部留保資金で補てんしています

公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計（企業会計と一部の特別会計※）ごとの赤字の程度を示すものです。

いずれの会計も資金不足額はありませんでした。

※一部の特別会計…都市計画事業土地区画整理、分譲住宅建設事業、卸売市場、産業用地造成事業

健全化判断比率

財政運営を判断する4つの指標

市の財政が健全に運営されているかを判断する指標のことです。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の４つの指標が定められています。

豊田市は良好な数値を維持しており健全です。

指　標	用語説明	豊田市の比率	イエローカード基準	レッドカード基準
実質赤字比率	一般会計などの赤字の比率	▲4.06%	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	市全体の赤字の比率	▲13.72%	16.25%	30.0%
実質公債費比率	市全体の借入金返済額の大きさを示す比率	1.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	将来負担すべき実質的な負債の比率	▲52.2%	350.0%	－

※比率の▲（マイナス）は、「黒字」であることを表しています

市監査委員 決算等審査意見

令和７年度決算に係る決算書等は適法かつ正確に作成されているものと認められました。

詳しくは、市ホームページの「令和７年度豊田市決算等審査意見書」をご覧ください。　市ホームページ▶